

●香川県告示第169号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年6月27日

香川県知事 池 田 豊 人

1 形質変更時要届出区域

香川郡直島町字重石4051番6の一部、4051番7の一部、4051番8の一部、4051番12の一部、4051番14の一部、4069番2の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）